

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>付 則 1～7〔略〕 8 <u>平成23年3月31日（以下「基準日」という。）に学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条に規定する幼稚園の教頭（以下「教頭」という。）であった職員（基準日に他の特別区において教頭であった者を含む。）が同条に規定する幼稚園の副園長として平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に退職した場合の一般の退職手当の額が、その者が基準日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた一般の退職手当の額（以下「仮の退職手当額」という。）に達しないときは、第4条の3の規定にかかわらず、仮の退職手当額をその者に対して支給する一般の退職手当の額とする。</u></p>	<p>付 則 1～7〔略〕 〔新設〕</p>

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。